



「厚生年金基金問題にどう対応するか」

AIJ投資顧問による年金消失問題が起きて以来、厚生年金基金に関する報道が続いており、その行く末に皆が注目しています。

厚生労働省が平成24年3月23日に公表した2010年度決算に関する調査結果でも、「代行割れ」(国の老齢厚生年金を代行する部分での積立不足)となっている基金が調査基金578の37%に相当する212もあることが明らかになっています。掛金を引き上げることができればよいのですが、加入企業の事情がそれを許さなければ給付減額や解散も検討されることになるでしょう。

AIJ問題で財政状況が悪化した厚生年金基金に加入している企業としては、国の救済策を期待していますが、現政権の民主党のWGでは、将来的に厚生年金基金制度を廃止するとしうえで、確定給付企業年金や確定拠出年金をその受け皿とする旨の中間報告を出しましたが、公的資金や厚生年金本体の財政での負担はしない、「自己責任」との基本姿勢で検討を進めるとしています。しかし、その拙速感は否めず、資金力がない中小企業では、積立不足の拠出は難しく、いわゆる「ない袖は振れない」状態に落ちることは火を見るより明らかです。

基金廃止について、反対意見も多くあります。全ての厚生年金基金が問題を抱えているわけではありませんし、AIJ投資顧問に投資していない基金のほうがむしろ多く、投資していたとしても、その委託金額や総資産に占める割合も様々です。さらに、厚生年金基金を廃止した場合、企業年金が減ってしまい、その存在意義や税制優遇まで縮小する懸念があります。

厚生労働省はAIJ投資顧問の問題を受けて 特別対策本部を設置し、4月から、厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議が開催されています。今回の問題の再発防止策に留まらず、厚生年金基金の在り方にまで範囲を広げて、議論を重ねました。7月6日に報告が出され、給付減額や解散に必要な加入者・受給者の同意要件の緩和や廃止すべきかまでには踏み込みませんでした。基金が解散する際の国への返済額を適正な水準まで減らすことや、基金の構成企業が不足額を連帯して負担する制度を廃止するべき旨も盛り込まれ、今後、社会保障審議会年金部会で詳細を詰めることになるでしょう。

一方で、景気低迷などで運用環境が悪化する中、厚生年金基金を脱退しようとする動きもあります。脱退には上乘せ部分を含めた不足分を一括拠出する必要があり、中小企業にとって、相当な負担額になってしまいます。必要な資金を持っていたり、融資を受けられる企業は将来の影響を恐れ、早くに基金から抜けているケースもあり、資金が工面できない企業は、別会社を作って従業員を転籍させるような手法で脱退時の特別掛金の拠出を軽減させることも見受けられましたが、最近では、基金の規約上の手当てや、昨年成立した年金確保支援法に盛り込まれた法令改正により、それも難しくなっています。中には偽装倒産などで拠出を免れようとするケースや、脱退するためには代議員会定数の3分の2以上の議決を得るなど一定の要件を満たす必要があるため、資金を用意できても代議員会で否決される場合もあります。脱退時の特別掛金の基準日や金額などの考え方が異なって、訴訟に至ってしまう場合もあるのです。脱退より解散のほうが資金負担が少なくなるため、他の加入企業まで呼びかけて解散を迫る動きも始まっており、厚生年金基金を巡る動きは混迷を極めてい

ます。では、厚生年金基金に加入している中小企業の事業主の方にはどのようなアドバイスをすべきなのでしょうか。そもそも、中小企業では、事業主負担は、従業員の給与水準等に大きな影響を与えます。この機会に、企業として、別の制度を適用したいという希望もあるでしょう。しかし、まずやるべきことは、**加入している厚生年金基金が本当に大きな不足を抱えているのかを確認** することではないでしょうか。厚生年金基金で年1回ある財政決算の報告書や基金だより等にその詳細が記載されています。今回のAIJ問題で発生した損失は、平成 23 年度決算に全額反映されているので、その委託金額や総資産に占める割合など影響度を確認すべきです。積立不足に対してしっかり償却計画が定められており、そのための特別掛金を拠出できている基金であれば、給付減や掛金増につながるわけではなく、そのまま継続しても問題ないと言えます。しかし、想定外の積立不足が発生して、掛金が上昇し、その掛金を負担できなければ、積立不足は増大し、掛金増や給付減につながる恐れもあります。企業年金の継続や解散などの方向性も基金事務局に確認すべきですし、専門家をお願いするなどして、今後支払う掛金や脱退時に支払う掛金と、支払われる給付を勘案して、加入を継続するか、資金を融資してもらい特別掛金を払ってでも脱退するかを決めるべきです。また、解散時の負担を軽減することも有識者会議の報告書を踏まえて、今後検討されていくこととなりますので、より負担が少なくなる可能性のある解散を待つという選択肢もあります。厚生年金基金の問題をうまく収束させ、現実を見据えた解決策が望まれます。

<著者プロフィール>

中林 宏信 氏

年金数理人、社団法人日本アクチュアリー会正会員、トータル・ライフ・コンサルタント（生保協会認定FP）日本商工会議所認定1級DCプランナー、確定拠出年金普及協会認定DCアドバイザー等。

日本年金数理人会、日本アクチュアリー会、厚生年金基金連合会（現企業年金連合会）、生命保険協会等の各委員会の委員・委員長を歴任、厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金、確定拠出年金等の年金財政・コンサルティング、退職給付会計の算定・検証・コンサルティングを中心に活動。

生命保険計理・商品分野や収益・リスク管理分野、資産運用分野にも詳しく、講演・執筆活動も多数。

今後のメルマガをより良い物とするために下記のページより皆様のお声をお聞かせ下さい。

<http://www.nichizei.com/fp-enquete.html>

メルマガ執筆者募集のお知らせ

FP 実務研究会事務局では、FP 実務に関する様々なテーマでメルマガの執筆をしていただける方を募集中です。分野・テーマ等は自由です。最近の相談事例や得意分野など、ぜひ寄稿ください。執筆を希望される方は、FP 実務研究会事務局【(株)日税ビジネスサービス 総合企画部】までご連絡ください。TEL 03-3340-4488